

東郷元帥記念公園改修整備検討協議会設置要綱（案）

（目的）

第1条 千代田区立東郷元帥記念公園の改修整備を行うにあたり、地域の関係者及び公園利用者が連携し協議しながら整備の推進を図っていくことを目的として、東郷元帥記念公園改修整備検討協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（組織）

第2条 協議会は、以下に掲げる者をもって組織する。

- （1）学識経験者
- （2）周辺町会の代表
- （3）九段小学校及び同幼稚園関係者の代表
- （4）近隣保育施設の代表
- （5）公園利用者の代表
- （6）千代田区関係者

2 協議会委員の任期は、東郷元帥記念公園の改修整備が完成するまでとする。

（協議事項）

第3条 協議会は、次の事項について検討・協議する。

- （1）東郷元帥記念公園の改修整備に関すること。
- （2）その他千代田区が必要と認める事項。

（会長及び副会長）

第4条 協議会に、会長1名及び副会長3名を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会議を総括する。
- 3 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

（会議の招集）

第5条 協議会の会議は、会長が招集する。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。

(事務局)

第7条 協議会の庶務は、千代田区環境まちづくり部道路公園課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年11月30日から施行する。